

## 株式会社ハンドシェイク

## しあわせいっぱい保育園 巽 重要事項説明書

## 1、施設の目的及び運営の方針

## (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	株式会社ハンドシェイク
事業者の所在地	東京都新宿区高田馬場 4-13-11 松島第一ビル 6階
事業者の連絡先	03-5338-8411
代表者氏名	代表取締役 小木 寿

## 2、施設の概要

種別	保育所（小規模保育施設 A 型）							
名称	しあわせいっぱい保育園 巽							
所在地	大阪府大阪市生野区巽東 2 丁目 18-31 ふぁみーゆ巽東 1 階							
連絡先	06-4309-7567 06-4309-7568							
施設長氏名	小西 洋子							
開設年月日	令和 5 年 4 月 1 日							
利用定員	(2 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	(3 号)	6 人	6 人	7 人	0 人	0 人	0 人	19 人
保育の受入れ年齢	生後 5 7 日から 2 歳児まで							
敷地	敷地全体					396.01 m <sup>2</sup>		
屋外遊技場	園庭代替の公園（巽児童公園）					292.41 m <sup>2</sup>		
園舎	建物の構造					鉄筋コンクリート造 11 階建ての うち 1 階		
	延べ					253.58 m <sup>2</sup>		

### 3、主な設備の概要

設備	部屋数	
保育室	3 室	0歳児室 (22.17 m <sup>2</sup> ) 1歳児室 (22.784 m <sup>2</sup> ) 2歳児室 (16.932 m <sup>2</sup> )
調乳・調理室	2 室	調乳室 2.10 m <sup>2</sup> 調理室 8.85 m <sup>2</sup>
調理室前室	1 室	3.71 m <sup>2</sup>
トイレ	2 室	15.57 m <sup>2</sup> 大人用×1 子供用×2
事務・医務室	1 室	7.67 m <sup>2</sup>
沐浴室	1 室	15.57 m <sup>2</sup> トイレスペース含む

### 4、提供する保育の内容

#### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

延長保育下記7に記載する時間において、保育を提供します。

### 5、施設の目的及び運営の方針

しあわせいっぱい保育園（以下「当園」）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とします。

- ・当園は、法令等を遵守し、事業を実施するものとします。
- ・当園は、保育所保育指針に準じ、小規模保育施設の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとします。

### 6、職員体制（令和8年3月1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人		
保育士	8 人	4 人	4 人	
管理栄養士	1 人		1 人	
調理員	1 人		1 人	
内科医	1 人			園児の健康診断年2回（嘱託医）
歯科医	1 人			園児の健康診断年1回（嘱託医）

## 7、延長料金について

市から交付されている支給認定証で保育標準時間・保育短時間と別れます。

以下の時間帯において、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）※上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

対象時間	7:00～7:59	16:01～18:00	18:01～19:00
1. 保育短時間	200 円（30 分毎）	200 円（30 分毎）	200 円（30 分毎）
2. 保育標準時間	—	—	200 円（30 分毎）

### 閉園時間を過ぎてのお迎え

- ・追加料金（延滞料金）：19時01分～19時05分/500円  
以降5分ごとに500円

尚、5分500円で保育を提供するものではありません。

## 8、利用定員ごとの提供する日及び時間

### 【3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後18時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時00分～午後16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：— 夕：18時01分～19時00分
	保育短時間	朝：7時00分～7時59分 夕：16時01分～19時00分
開所時間	月～金曜日	午前7時00分～午後19時00分
	土曜日	午前7時00分～午後19時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

## 9、利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の内定…市が行う利用調整による</li> <li>・ 利用決定…利用契約書の締結による</li> <li>・ 保育提供の終了</li> </ul>
退園理由	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）</li> <li>② 保護者から退園の申出があったとき（1ヵ月前）</li> <li>③ 利用継続が不可能であると市が判断したとき</li> <li>④ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul> <p>※ただし、第一号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、大阪市と協議のうえその取り扱いを決定するものとします。</p>
利用に当たっての留意事項	<p>入園当初から長時間の保育は、お子さまにとって大きな負担になります。お子さまの状態を見ながら保護者の方と相談の上、一日でも早く園に慣れる為、徐々に保育時間を延長する「慣らし保育」を行いますので、ご協力をお願いいたします。</p>

### （1）利用にあたっての留意事項

#### ① 告知、報告

保護者は、保護者の乳幼児の安全かつ適切な保育を確保し健全な発達を図るため、乳幼児の生育歴、家庭環境、健康状態等、保育上必要な事項を当園に告知していただきます。併せて、保護者と当園は、乳幼児の健全な発育を図るため、乳幼児の日々の健康状態及び保育状況等について、相互に緊密な連絡に務めます。

#### ② 保育不可日

当園では、次の各号のいずれかに該当する場合は、乳幼児の保育を行わない場合があります。

- ア、 乳幼児が伝染病の病気で、他の乳幼児に感染するおそれがあるとき。
- イ、 乳幼児が病気等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき。
- ウ、 災害の発生、または発生のおそれがあり、危険が想定されるとき。

### ③ 利用の開始に関する事項

区保健福祉課の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書に同意された後に保育の提供を開始します。

#### 10、利用料等

利用者負担（月額保育料）	子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）	
実費徴収	保育雑費（カラー帽子・名札・誕生カード）	入園時 2000 円
	延長保育料	別途表記
その他	災害共済給付制度（任意）	年 315 円
	登園すくすく便（任意）	月 3,900 円
	手ぶら登園費（任意）	月 2,280 円
	写真販売（任意）	データ 88 円 L版 110 円

#### 11、支払い方法（口座振替）

- ・支給認定書の発行を行った市区町村が定める利用者負担額（月額）を、保育を実施する月の前月末日までに当園へお支払いいただきます。
- ・初月以降は口座手続き完了次第、銀行引き落としに移行していきます。
- ・振替での引き落としができなかった場合は、現金徴収となります。
- ・無償化適用と認定された利用者に係る利用者負担額（月額）においては、徴収いたしません。
- ・月途中の利用開始、利用終了時の保育料は、大阪市指定の方法によります。

#### 12、嘱託医

##### （1）嘱託医

医療機関の名称	井上医院
医院長名	井上 正昭
所在地	大阪市生野区巽中 3 丁目 20 番 18 号
電話番号	06-6758-2851

## (2) 嘱託歯科医

医療機関の名称	ふるかわ歯科
医院長名	古川 尊寛
所在地	大阪市生野区巽東 2 丁目 11-23
電話番号	06-6752-4130

### 1 3、緊急時における対応方法

保育中、子どもの体調に急変などがあった場合、すみやかに子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の措置を講じます。

保護者と連絡がとれない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任をもって、しかるべき対処を行います。また、病院その他関係機関に対し、必要な情報提供を行います。

※保護者の緊急連絡先に変更がある場合は、速やかに再度提出をお願いします。

#### 【管轄する消防署】

消防署名	生野消防署
所在地	〒544-0022 大阪府大阪市生野区舍利寺 1 丁目 13-8
電話番号	06-6731-0119

#### 【管轄する警察署】

警察署名	生野警察署
所在地	〒544-0033 大阪府大阪市生野区勝山北 3 丁目 14-12
電話番号	06-6712-1234

### 1 4、非常災害時の対策

防火管理者※	土井 一央
消防計画届出年月日※	令和 2 年 1 月 15 日
避難訓練	非常災害に関する具体的な計画(避難及び消化を想定した訓練)を立て、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 会以上避

	難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器を備えています。
避難場所	巽小学校 生野区巽中3丁目12-5
緊急時の連絡手段	電話、専用メール、専用ホームページ等

### 15、虐待の防止のための措置に関する事項

児童福祉に関連する施設として、児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、以下の措置を講じています。

- (1) 当園は、登園を利用する子どもの人権擁護・虐待の防止のために必要な体制を整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止の啓発のための研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
- (2) 職員または養育者による虐待を発見した場合には、児童虐待の防止に関する法律の定めに従い、大阪市・児童相談所等の適切な機関に通報します。

### 16、特別の支援を必要とする子どもへの取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子どもと無い子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障害児保育を行います。

- (1) 一人ひとりの発達過程をふまえ適切な環境のもと、その状況に応じた保育を実施します。
- (2) 全ての子どもが共に育ちあえるような環境作りを行います。
- (3) 発達支援センターなどの公的機関と連携するとともに研修を実施します。

### 17、相談・要望・苦情窓口

要望・相談・苦情窓口	相談窓口	しあわせいっぱい保育園 巽
	解決責任者	小西 洋子（園長）
	受付担当	当園保育士
	連絡先	06-4309-7567
	受付時間	月～金 9：00～18：00

卒園後の相談窓口 06-4309-7567 園長 小西 洋子

## 18、【第三者委員】

役 職 福祉コーディネーター

氏 名 荻田 美津子

連絡先 070-8973-0324

## 19、要望・苦情等への対応方法

保育内容等に関する要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対処し、改善を図るよう努めます。要望・苦情等の内容を受け付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市から求めがあった場合には必要な改善を行い、市に報告をします。

(1) 苦情は、電話、手紙、面接等により、苦情担当者が随時受け付けます。

(2) 苦情解決のための話し合い

責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に務めます。

解決責任者 小西 洋子 受付担当 保育士

(3) 受け付けた苦情等は、適切に対応し改善状況についてお知らせします。また受付した苦情と内容の内容と改善状況について、個人情報を除き園玄関掲示で公表します。

## 20、賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	人格権侵害・訴訟対応費用・飲食物補償
保険金額	1事故につき最大3億円、1名につき最大1億円

## 21、園児の利用状況（毎年度5月1日現在）過去3年間の利用状況

	令和5年度	
0歳児	6人	
1歳児	6人	
2歳児	2人	

	令和 6 年度	
0 歳児	6 人	
1 歳児	6 人	
2 歳児	7 人	

	令和 7 年度	
0 歳児	2 人	
1 歳児	9 人	
2 歳児	4 人	

## 2 2、個人情報の取り扱い

### 1. 個人情報の利用目的

当園では児童及びその保護者の個人情報を、次の目的のため利用します。なお個人情報は適切な方法により取得、管理します。

#### ア 保育サービスの提供

#### イ 保護者や地域住民への情報の発信

子どもの活動意欲を高め、また、当園の保育や活動を理解いただき意見をいただくために保護者や地域の方への情報を発信。ただし、子どもの氏名はひらがなで名前のみを掲載することとし、住所、生年月日、家族関係、保護者の氏名は掲載いたしません。

#### ウ 保護者へのサービス

保護者に配布する園だよりにより子どもの写真、作品、名前（〇〇さん）を掲載します。お誕生日月の子どもの名前、年齢を記載することもあります。

### 2. 個人情報の第三者提供

次の場合、当園は児童及びその保護者の個人情報を第三者に提供することがあります。

#### ア 健康診断を実施する場合

#### イ 転園先との連絡調整をする必要がある場合

#### ウ 法令に基づく場合

#### エ 人の生命、身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって児童や保護者の同意を得ることが困難である場合

#### オ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、児童や保護者の同意を得ることが困難であるとき

カ 国の期間若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、児童や保護者の同意を得ることにより、当該当事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3. 個人情報の開示、訂正、利用停止等

個人情報の開示、訂正、利用停止等を希望される場合は要望・苦情等に関する相談窓口までご連絡ください。ただし、利用停止を求められる範囲によっては、当園のご利用をお断りすることがあります。

4. これらの他に、個人情報の使用が必要になった際には適宜書面にてご案内いたします。

### 2 3、勸告等の公表状況

子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営していない等により勸告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

（ 公表、公示の事実 なし ）

### 2 4、連携施設について

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

連携施設の名称	中川幼稚園
連携施設の種類	私立幼稚園
住所	大阪市生野区中川 3 丁目 7 - 1 8
連携施設の概要	保育の提供を受けていた利用乳児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

連携施設の名称	すみれ幼稚園
連携施設の種類	認定こども園
住所	大阪市生野区舍利寺 1 - 5 - 2 8

<p>連携施設の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事の提供に関する支援</li> <li>・ 嘱託医による健康診断等に関する支援</li> <li>・ 利用乳幼児に集団保育を経験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な相談助言、その他保育の内容に関する支援</li> <li>・ 保育の提供を受けていた利用乳児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</li> </ul>
----------------	--

## 25、食事提供の方法

### (1)食事の提供方法

自園調理

### (2)食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。乳幼児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

午前間食 9時30分頃 / 昼食 11時20分頃 / 午後間食 15時頃

※献立表は毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

アレルギー児に対しては、除去食および代替食で対応

## 26、アレルギー対応状況

- ① 当園では、食物アレルギー・アナフィラキシーのあるお子さまに対して、完全除去で対応しています。食物アレルギー・アナフィラキシーのあるお子さまには、医師診断の「保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。継続して園での配慮・管理が必要な場合は、年1回検査を受けていただき、毎年、提出していただきます。年度途中で病状や保育園生活で留意点が変わった場合には、再度、提出いただくことがあります。
- ② 食物除去解除を申請する場合は、医師の診断をうけ、ご家庭において複数回食べて症状が誘発されないことを確認した上で申請書をご提出ください。

- ③ 気管支喘息・アレルギー性鼻炎・アトピー性皮膚炎・アレルギー性結膜炎のあるお子さまで園での配慮・管理が必要な場合は、年1回検査を受けていただき、医師診断の「保育所等におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出していただきます。

## 27、第三者評価の受審、自己評価の実施状況

(項目)	(受審、実施状況)	(受審、実施結果)
第三者評価受審状況	実施 2023年12月15日	公表
自己評価の実施状況	毎年実施(年2回)予定	公表

## 28、保育日課

- 7:00 登園受入れ開始、自由遊び
- 9:30 朝の会 おやつ  
設定保育(室内遊び、お散歩)
- 11:20 給食
- 12:00 お昼寝
- 15:00 おやつ
- 15:30 お帰りの会
- 16:00 自由遊び 随時降園 延長保育(短時間保育児)
- 18:00 延長保育(標準時間保育児)
- 19:00 全員降園

## 29、年間行事予定

月	行事内容
(4月)	入園・進級の集い
(5月)	子どもの日
(6月)	内科健診 歯科検診
(7月)	七夕会 水遊び
(8月)	夏まつり 水遊び
(9月)	お月見の会
(10月)	ハロウィン
(11月)	内科健診
(12月)	クリスマス会
(1月)	お正月あそび
(2月)	節分豆まき
(3月)	ひな祭り 卒園式

※毎月：身体計測、お誕生会、避難訓練を実施します。

# 同意書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：しあわせいっぱい保育園 巽

所在地：大阪市生野区巽東 2 丁目 18-31

説明者職名：施設長 小西 洋子

私は、書面に基づいて小規模保育事業 A 型 しあわせいっぱい保育園 巽の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

児童氏名 :

保護者氏名 :

児童から見た続柄 :

印

# 個人情報使用同意書

下記園児（及びその保護者等）の個人情報については、以下の必要最小限の範囲で使用することに同意いたします。

## 記

- (1) 卒園するにあたり入園する予定の幼稚園、保育所との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合その兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 他の特定教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し、必要な情報提供を行うこと。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

令和        年        月        日

しあわせいっぱい保育園 園長 小西 洋子 様

保護者署名    園児氏名 \_\_\_\_\_

住所 〒

\_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(園児から見た続柄: \_\_\_\_\_ )